

佐市地政第88号
令和2年5月1日

佐賀市地域振興部長

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱の一部改正について

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定める。

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱（令和元年佐市地政第338号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第6条第1項及び附則第2項において」を「以下」に改める。

第4条第3項中「前年度」の次に「以前に」を加え、「引き続き」を削る。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症対策に関する特例）

第12条 市長が定める期間（次項及び第3項において「特例期間」という。）の終期の属する日の翌月末日までの間、第6条第1項の規定の適用については、同項中「補助金の交付を申請した日の属する月」とあるのは「補助を受けようとする期間の最初の月」と、「ただし、」とあるのは「ただし、補助を受けようとする期間の最初の月は、令和2年4月前に遡ることはできないほか、」とする。

2 特例期間に初回申請月が属する者についての第2条、第6条第1項及び附則第3項の規定の適用については、第2条第5号中「初めてこの要綱に係る補助金の交付を申請した日の属する月（以下「初回申請月」とあるのは「初めてこの要綱に係る補助金の交付決定を受けた際における補助期間の始期の月（以下単に「最初の補助期間の始期の月」と、第6条第1項及び附則第3項の規定中「初回申請月」とあるのは「最初の補助期間の始期の月」とする。

3 特例期間に新型コロナウイルス感染症対策のため市外への通勤をしていなかった月があると市長が認める者についての第2条、第6条及び附則第3項の規定の適用については、それぞれの規定中「36月」とあるのは「36に新型コロナウイルス感染症対策のため勤務していなかったと市長が認める月数を足した月」とする。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。